

知事選挙

問 牛久市選挙管理委員会
(総務課内) ☎内線1011~1013
市ホームページ選挙情報はこちら▶



牛久市 選挙

Q 検索

放棄することなく、あなたの大切な一票を投じてください。

投票日

9月5日(日) 午前7時~午後8時

投票所

市内24カ所

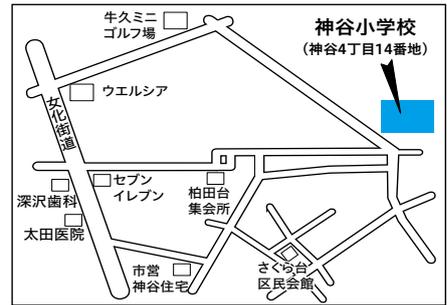
該当の投票所は、投票所入場整理券に記載します。
地図は広報うしく8月15日号に掲載します。

※市ホームページでも確認できます。



さくら台投票区(旧・女化西投票区)投票所は、
臨時的に神谷小学校体育館に変更されます

今回の選挙では、投票日当日のさくら台投票区(旧女化西投票区)投票所が、区民会館の改修工事のため、臨時的に神谷小学校体育館に変更となります。投票区に該当する有権者の方は、お間違いのないようご注意ください。



投票できる方

〈選挙人名簿登録基準日…8月18日〉

◆住所要件

令和3年5月18日までに牛久市に転入届出をされた方、または住民票を作成された方で、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方。

◆年齢要件…投票日当日18歳以上である方(平成15年9月6日までに生まれた方)。

投票所入場整理券

入場整理券は郵送します。

投票所にお越しの際は、入場整理券のお名前、投票所をご確認のうえお持ちください。そのほか、有権者であるにもかかわらずお手元に入場整理券が届かない場合は、投票所で入場券の再発行を受けてから投票してください。その際、本人確認ができる証明資料(運転免許証等)があると手続きが早くなります。



投票所における新型コロナウイルス感染症の対策

選挙管理委員会では、次のとおり感染・まん延防止に取り組んでいます。

- 使い捨て筆記用具の使用 ●アルコール消毒液・飛散防止フィルム等の設置
- 室内の定期的な換気、投票用紙記載台の消毒の実施

〈投票所にご来場の際のお願い〉

- 必ずマスクを着用してください ●周りの方と適切な距離をとってください

※当日は混雑が予想されますので、期日前投票所の積極的なご利用をお勧めします。

新型コロナウイルス感染症の患者等に対する特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができます。ご希望の方は選挙管理委員会までご連絡ください。

【開票について】

- ◆日時／9月5日(日)午後9時から
 - ◆場所／牛久運動公園メインアリーナ (参観者が多い場合 入場制限をすることがあります)
 - ◆開票速報
- テレドーム☎0180-991-235 ※録音が流れます。

【選挙公報について】

新聞折込で配布するほか、市役所、各生涯学習センター、運動公園体育館等の公共施設の窓口や各投票所、各期日前投票所に用意します。また、新聞を購読されていない方には郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。

投票日当日に投票所へお越しになれない方は
下記の方法で投票することができます

選挙は、私たちの貴重な意思表示の機会です。

期日前 投票

【期日前投票期間】8月20日(金)～9月4日(土)

【期日前投票時間】午前8時30分～午後8時

市役所期日前投票所

(市役所本庁舎4階)

牛久駅前期日前投票所

(エスカード牛久ビル2階)

ひたち野リフレ期日前投票所

(リフレビル2階)

奥野期日前投票所

(奥野生涯学習センター)

- ◆期日前投票所は投票日が近づく大変混雑し、投票まで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ◆投票所入場整理券の裏面には、宣誓欄を設けています。当日に投票できない理由などを、あらかじめ記載してから期日前投票所にお越しになると、受付にかかる時間を短縮できます。

施設における不在者投票

【対象】選挙期間中、病気等で入院している方、老人ホームに入所している方、少年院に収容されている方など(指定施設に限る)

【投票方法】

- ①あらかじめ、施設の不在者投票担当者に投票したい旨を伝える→施設の担当者が市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求する
- ②施設内にて投票を行う

滞在地(遠隔地)投票

【対象】選挙期間中、単身赴任、里帰り出産などで市外に滞在中の方 ※茨城県外に転出された方は、茨城県知事選挙の選挙権はありません。

【投票方法】

- ①事前に市の選挙管理委員会から、直接または郵送で投票用紙の請求に必要な書類をもらう(市ホームページからもダウンロード可)→書類に必要事項を記入の上、市の選挙管理委員会に郵送する(投票日前日必着)
- ②滞在先の住所に投票用紙などが郵送されるので、滞在地の選挙管理委員会に持参し投票を行う

郵便等投票

【対象】所定の障害等により投票所までいけない方

手帳等の種類	障害等の種類	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1～3級
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【投票方法】

- ①事前に郵便等投票証明書の交付を申請する(すでに有効な証明書を所持している方を除く)
- ②事前に所定の用紙に①の証明書を添え、市の選挙管理委員会へ投票用紙の郵送を依頼する(請求期限)9月1日(水)
- ③投票用紙が届いたら記入の上、市の選挙管理委員会へ郵送する

身体の不自由な方は、下記のような投票方法もあります。

点字投票

【対象】目の不自由な方で、文字が書けない方
文字を記載する代わりに、点字により投票できます。

代理投票

【対象】手が不自由などの理由により自身で文字を記入することができない方
投票所の職員2人が本人の意思を確認し代筆します。